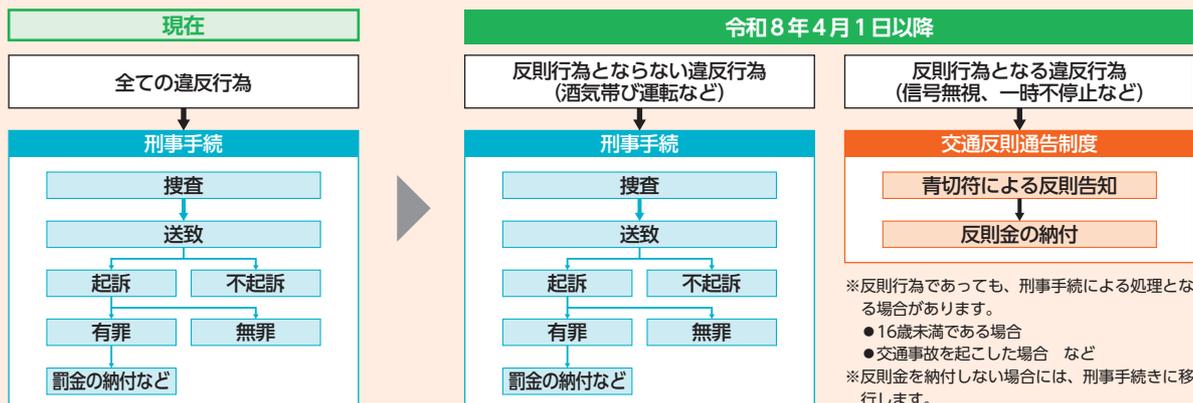


検挙された後の手続きの基本的な流れ



自宅に設置した防犯カメラへの助成を始めます
大野城市防犯カメラ設置補助金

防犯カメラを自宅に設置したときにかかった費用の一部を補助します。詳しい要件については、市ホームページを確認するか、生活安全課に問い合わせてください。



● **申請できる人** 本市に住んでいて、令和7年9月1日以降に、自宅に防犯カメラを設置した人
※申請する人と自宅の所有者が異なる場合は、所有者の許可を得る必要があります。

● **対象となる費用 (上限1万円)**

- ① 次の要件を全て満たす防犯カメラの購入費・設置費
- ◇未使用品で、リースやレンタルでないこと
- ◇夜間撮影もできること
- ◇72時間以上録画ができること
- ◇屋外に設置すること
- ◇撮影範囲を自宅の敷地内とするこ

と (隣地などが撮影範囲に含まれる場合は、敷地の所有者に設置の同意を得ていること)

◇防犯カメラの設置を示す表示板を設置すること

- ② 防犯カメラを設置していることを明記した表示板の購入費・設置費
- ③ 防犯カメラで撮影した映像を見るための機器 (タブレットなど) の購入費・設置費

● **必要書類**

- ◇補助金交付申請書
 - ◇請求書
 - ◇防犯カメラの適正運用に関する誓約書
 - ◇防犯カメラの撮影範囲を示した見取り図および同意書
 - ◇設置した家庭用防犯カメラの概要が分かるもの (カタログなど)
 - ◇防犯カメラ設置場所の現地写真
 - ◇防犯カメラの設置にかかった経費が分かるもの (見積書など)
 - ◇補助事業に要した費用を支払ったことが分かるもの (領収書など)
 - ◇建物所有者の承諾書 (申請する人と所有者が異なる場合のみ)
- ※申請書などの様式は市ホームページ

● **申請方法** 防犯カメラを設置した後、生活安全課に必要書類を提出

※対象となる機器や補助の要件などについて不明な点がありましたら、防犯カメラを購入、設置する前に生活安全課に相談してください。

※要件を満たさない場合など、補助できないことがあるので、注意してください。

プライバシーに配慮して、防犯カメラを使いましょう。

防犯カメラを使う時は、防犯カメラに写る人のプライバシーに配慮することが大切です。

大野城市が定めているガイドラインを参考に、防犯カメラを使ってください。ガイドラインは市ホームページで確認できます。

● **申請と問い合わせ先**

生活安全課 ☎(580)1897



市ホームページ